

厚生労働省

《厚生労働省》

表 15-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）（平成24年3月30日決定） 平成26年4月10日、平成27年3月31日、平成28年3月31日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成24年度から28年度までの5年間</p> <p>○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。</p> <p>○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個々の研究開発</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とされた研究開発</p> <p>(2) 個々の公共的な建設の事業</p> <p>公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、</p> <p>ア 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策</p> <p>(3) 個々の政府開発援助</p> <p>ア 無償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が10億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 有償の資金供与による協力</p> <p>当該資金供与の額が150億円以上となることを見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(4) 規制の新設等を目的とする政策</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>(5) 租税特別措置等の新設、拡充又は延長</p> <p>租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策体系に基づき対象とする政策</p> <p>ローテーションで評価を実施するもののほか、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。</p> <p>ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合</p> <p>イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合</p> <p>a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策</p> <p>b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等</p> <p>ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合</p> <p>(2) 研究開発</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの</p> <p>(3) 公共事業</p> <p>「水道施設整備事業の評価の実施について」（以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>

		<p>(4) 事前評価を実施した政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの <p>(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策</p> <p>(6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」等に基づき定められた成果重視事業</p> <p>(7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税）</p> <p>(8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 事後評価は、上記(1)の場合については実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式、(5)、(7)及び(8)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 評価結果は、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。</p> <p>○ 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。</p>
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成27年度）（平成27年3月31日決定） 平成27年7月29日変更	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：21の施策目標</p> <p>※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。</p> <p>○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した6の事業及び1の成果重視事業</p>
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<p>○ 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p>
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<p>○ 総合評価：施策目標のうち総合評価を実施することとされているもの</p> <p>○ 以下に掲げる政策等について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。</p> <p>(1) 指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策目標</p> <p>(2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発</p> <p>(3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの</p> <p>(4) 事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの</p> <p>(5) 政策評価官室が、政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めた租税特別措置等</p>

表15-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：6件 (個別公共事業) <26年度新規採択:1件> 〔表15-3-ア〕 <27年度新規採択:5件> 〔表15-3-イ〕	新規採択が妥当である	6	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	6		
	事業評価方式：27件 (研究開発) 〔表15-3-ウ〕	新規採択が妥当である	27	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	27		
	事業評価方式：24件 (規制) 〔表15-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	24	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした	24		
	事業評価方式：11件 (租税特別措置等) 〔表15-3-オ〕	妥当である	11	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った	11		
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：15件 (目標管理型の政策評価) 〔表15-3-カ〕	目標達成	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	14	
			相当程度進展あり	9			評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】
					政策の重点化等	1	
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 15件 機構・定員要求に反映 1件 うち、機構0件、定員1件)		
			<事前分析表への反映> (達成すべき目標を変更 1件 測定指標を変更 3件 達成手段を変更 1件 事前分析表の変更なし 9件 未定・検討中 2件)				
	事業評価方式：6件 (継続事業) 〔表15-3-キ〕	継続が妥当である	6	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	6		
	事業評価方式：1件 (成果重視事業) 〔表15-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1		
		<概算要求及び機構・定員要求への反映> (概算要求に反映 1件)					

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	事業評価方式：5件 (個別公共事業(再評価)) 〈27年度予算に係る再評価〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当 である	5	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	5	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	総合評価方式：6件 〔表15-3-ケ〕	取組を引き 続き推進	6	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	6	
	事業評価方式：4件 (租税特別措置等) 〔表15-3-コ〕	継続が妥当 である	4	評価結果を踏まえ、当該措置を存 続することとした 【引き続き推進】	4	
	事業評価方式：16件 (個別公共事業(再評価)) 〈26年度予算に係る再評 価:1件〉 〔表15-3-サ〕 〈27年度予算に係る再評 価:15件〉 〔表15-3-シ〕	継続が妥当 である	12	評価結果を踏まえ、これまでの取 組を引き続き進めた 【引き続き推進】	12	
		休止又は中 止が妥当で ある	4	評価結果を踏まえ、当該政策を廃 止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	4	
事業評価方式：712 件 (個別研究開発課題) 〔表15-3-ス〕	行政課題の 解決に貢献 している	712	今後同種の政策の企画立案や時期 研究課題の実施に際し、反映する 予定である	712		

(注) 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。

表15-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 平成 26 年度に新規採択を要求している公共事業の 1 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 17 日に「平成 26 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表 15-3-ア 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成 26 年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（1 地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(1) 参照
2 本表は平成 26 年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (2) 平成 27 年度に新規採択を要求している公共事業の 5 の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 17 日に「平成 27 年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表 15-3-イ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策（平成 27 年度新規採択）

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（4 地区）
2	水道水源開発施設整備事業（独立行政法人水資源機構）（1 地区）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(2) 参照
2 本表は平成 27 年度予算に係る事前評価の対象地区数である。

- (3) 平成 28 年度予算概算要求を行う 27 の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 28 日に「厚生労働省の平成 28 年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表

表 15-3-ウ 個別研究開発を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費（27 事業）

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(3) 参照

- (4) 規制の新設又は廃止に係る以下の 24 の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 4 月 2 日、4 月 13 日、6 月 17 日、7 月 28 日、11 月 30 日、12 月 14 日、28 年 1 月 28 日、2 月 29 日、3 月 28 日及び 3 月 31 日に「規制影響分析書」として公表

表 15-3-エ 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
	労働基準法等の一部を改正する法律案
1	使用者に対する一定日数の年次有給休暇の時季指定の義務付け
	医療法の一部を改正する法律案

2	地域医療連携推進法人の認定制度の創設
3	医療法人の分割に係る規定の新設
4	医療法人の経営の透明性の確保等
5	実施計画の認定
社会福祉法等の一部を改正する法律案	
6	社会福祉法人に対する評議員会及び一定規模以上の社会福祉法人に対する会計監査人の設置の義務付け
7	社会福祉充実計画の作成・承認の義務付け
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案	
8	あらかじめ定められた運用方法（指定運用方法）に関する規定の整備
9	確定拠出年金の運用方法の提示に係る上限規制の設定
10	確定拠出年金の運用方法の除外規定の整備
11	脱退一時金要件の見直し
労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案	
12	ラベル表示義務の対象物質の拡大
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	
13	ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーに係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	
14	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	
15	亜硝酸イソブチル他 26 物質に係る労働者の健康障害防止のための規制強化
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案	
16	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定（塩素数が 2 であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル）
雇用保険法等の一部を改正する法律案	
17	多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備
18	介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備
19	育児休業、介護休業等を理由とする就業環境を害する行為の防止のための雇用管理上の措置の義務付け
20	妊娠、出産等を理由とする就業環境を害する行為を防止するための雇用管理上の措置の義務付け
21	妊娠、出産、育児休業等を理由とする就業環境を害する行為の防止措置及び育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止の派遣先への適用
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案	
22	障害福祉サービス等を提供する事業者に関する情報公表制度の創設
児童福祉法等の一部を改正する法律案	
23	養子縁組里親の制度化及びそれに伴う研修の義務付け
麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	
24	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正（麻薬の指定）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(4) 参照

(5) 租税特別措置等に係る 11 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 15-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置
2	医療機関の設備投資に関する特例措置の創設
3	障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置
4	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

5	障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長
6	交際費課税の特例措置の延長
7	公害防止用設備に係る特例措置の延長
8	確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置
9	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
10	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
11	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表15-4-(5)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第3期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成27年度）」に基づき、15の施策目標について評価を実施し、その結果を平成27年9月30日に「実績評価書」として公表

表15-3-カ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること（施策目標Ⅰ-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
2	原子爆弾被爆者等を援護すること（施策目標Ⅰ-5-4）	相当程度進展あり	引き続き推進
3	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること（施策目標Ⅰ-7-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
4	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること（施策目標Ⅰ-8-1）	目標達成	引き続き推進
5	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること（施策目標Ⅱ-2-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
6	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること（施策目標Ⅲ-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
7	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること（施策目標Ⅲ-8-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
8	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（施策目標Ⅳ-4-1）	目標達成	引き続き推進
9	技能継承・振興のための施策を推進すること（施策目標Ⅴ-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進
10	地域における子育て支援等施策の推進を図ること（施策目標Ⅵ-2-1）	進展が大きくない	引き続き推進
11	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（施策目標Ⅵ-2-3）	相当程度進展あり	引き続き推進
12	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること（施策目標Ⅶ-3-1）	目標達成	引き続き推進
13	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること（施策目標Ⅶ-4-3）	目標達成	引き続き推進
14	企業年金等の適正な運営を図ること（施策目標Ⅸ-1-4）	目標達成	改善・見直し
15	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（施策目標Ⅸ-3-1）	相当程度進展あり	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(6) 参照

- (2) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業評価（事前評価）を実施した 24 年度予算概算要求に係る新規事業のうち、27 年度における継続事業 6 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 9 月 30 日に「平成 27 年度事業評価書（事後）」として公表

表 15-3-キ 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	承認審査等医薬品開発グローバル化対策事業	継続が妥当である	引き続き推進
2	「ライフイノベーション推進のための医薬品使用環境整備」事業	継続が妥当である	引き続き推進
3	個人輸入・指定薬物等適正化対策事業費	継続が妥当である	引き続き推進
4	臨床研究品質確保体制整備事業	継続が妥当である	引き続き推進
5	フリーター等支援事業	継続が妥当である	引き続き推進
6	新卒者等に対する就職支援	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(7) 参照

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 3 期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成 27 年度）」に基づき、1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 9 月 30 日に「平成 27 年度成果重視事業評価書」として公表

表 15-3-ク 事業評価方式により評価を実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	公的年金業務の業務・システム最適化事業	目標の達成に向けて取組を進める	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(8) 参照

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 3 期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成 27 年度）」に基づき、6 政策について評価を実施し、平成 27 年 9 月 30 日に「平成 27 年度総合評価書」として公表

表 15-3-ケ 総合評価方式により評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「国民に信頼される行政の実現」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
2	「行政事業レビュー」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

3	「適切な人事評価と適材適所の人事の推進」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
4	「職員の育成」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
5	「職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進
6	「政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること」について	取組を引き続き推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表15-4-(9)参照

- (5) 租税特別措置等に係る4政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

表15-3-コ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	継続が妥当である	引き続き推進
2	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	継続が妥当である	引き続き推進
3	保険会社等の異常危険準備金（消費生活協同組合等）	継続が妥当である	引き続き推進
4	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	継続が妥当である	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表15-4-(10)参照

- (6) 事業評価方式を用いて、平成26年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中（10年経過以降は原則5年経過ごと）の公共事業の1実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成27年12月17日に「平成26年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表15-3-サ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価（平成26年度予算））

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（1地区）	休止又は中止が妥当である（1地区）	中止 1地区

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表15-4-(11)参照

2 本表は平成26年度予算に係る再評価の対象地区数である。

- (7) 事業評価方式を用いて、平成27年度予算に係る事業採択後10年を経過して継続中（10年経過以降は原則5年経過ごと）の公共事業の20実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成27年12月17日に「平成27年度予算に係る個別公共事業の評価書」として公表

表15-3-シ 事業評価方式により評価を実施した政策（公共事業の再評価（平成27年度予算））

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	簡易水道等施設整備事業（7地区）	継続が妥当である（6地区） 休止又は中止	引き続き推進 6地区 中止 1地区

		が妥当である (1 地区)	
2	水道水源開発等施設整備事業 (10 地区)	継続が妥当である (8 地区) 休止又は中止が妥当である (2 地区)	引き続き推進 8 地区 休止 1 地区 中止 1 地区
3	水道水源開発施設整備事業(独立行政法人水資源機構) (3 地区)	継続が妥当である (3 地区)	引き続き推進 3 地区

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(12) 参照
2 本表は平成 27 年度予算に係る再評価の対象地区数である。

(8) 事業評価方式を用いて、平成 26 年度に終了した 712 研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 12 月 28 日に「厚生労働科学研究の成果に関する評価」として公表

表 15-3-3 事業評価方式により評価を実施した政策 (終了時の個別研究開発課題)

No.	評価対象政策	政策評価の結果
厚生労働科学研究費補助金		
1	政策科学総合研究 (9 課題)	行政課題の解決に貢献している
2	地球規模保健課題推進研究 (13 課題)	
3	厚生労働科学特別研究 (36 課題)	
4	再生医療実用化研究 (4 課題)	
5	創薬基盤推進研究 (9 課題)	
6	医療機器開発推進研究 (10 課題)	
7	医療技術実用化総合研究 (11 課題)	
8	成育疾患克服等次世代育成基盤研究 (4 課題)	
9	がん対策推進総合研究 (13 課題)	
10	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究 (17 課題)	
11	難治性疾患克服研究 (42 課題)	
12	免疫アレルギー疾患等予防・治療研究 (9 課題)	
13	腎疾患対策研究 (5 課題)	
14	慢性の痛み対策研究 (1 課題)	
15	長寿科学総合研究 (6 課題)	
16	認知症対策総合研究 (3 課題)	
17	障害者対策総合研究 (33 課題)	
18	新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究 (16 課題)	
19	エイズ対策研究 (16 課題)	
20	肝炎等克服政策研究 (2 課題)	
21	肝炎等克服実用化研究 (10 課題)	
22	地域医療基盤開発推進研究 (21 課題)	
23	労働安全衛生総合研究 (3 課題)	
24	食品の安全確保推進研究 (16 課題)	
25	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究 (28 課題)	
26	化学物質リスク研究 (6 課題)	
27	健康安全・危機管理対策総合研究 (10 課題)	
厚生労働科学研究委託費		
28	地球規模保健課題推進研究 (5 課題)	行政課題の解決に貢献している
29	再生医療実用化研究 (15 課題)	
30	創薬基盤推進研究 (8 課題)	
31	医療機器開発推進研究 (16 課題)	
32	医療技術実用化総合研究 (10 課題)	

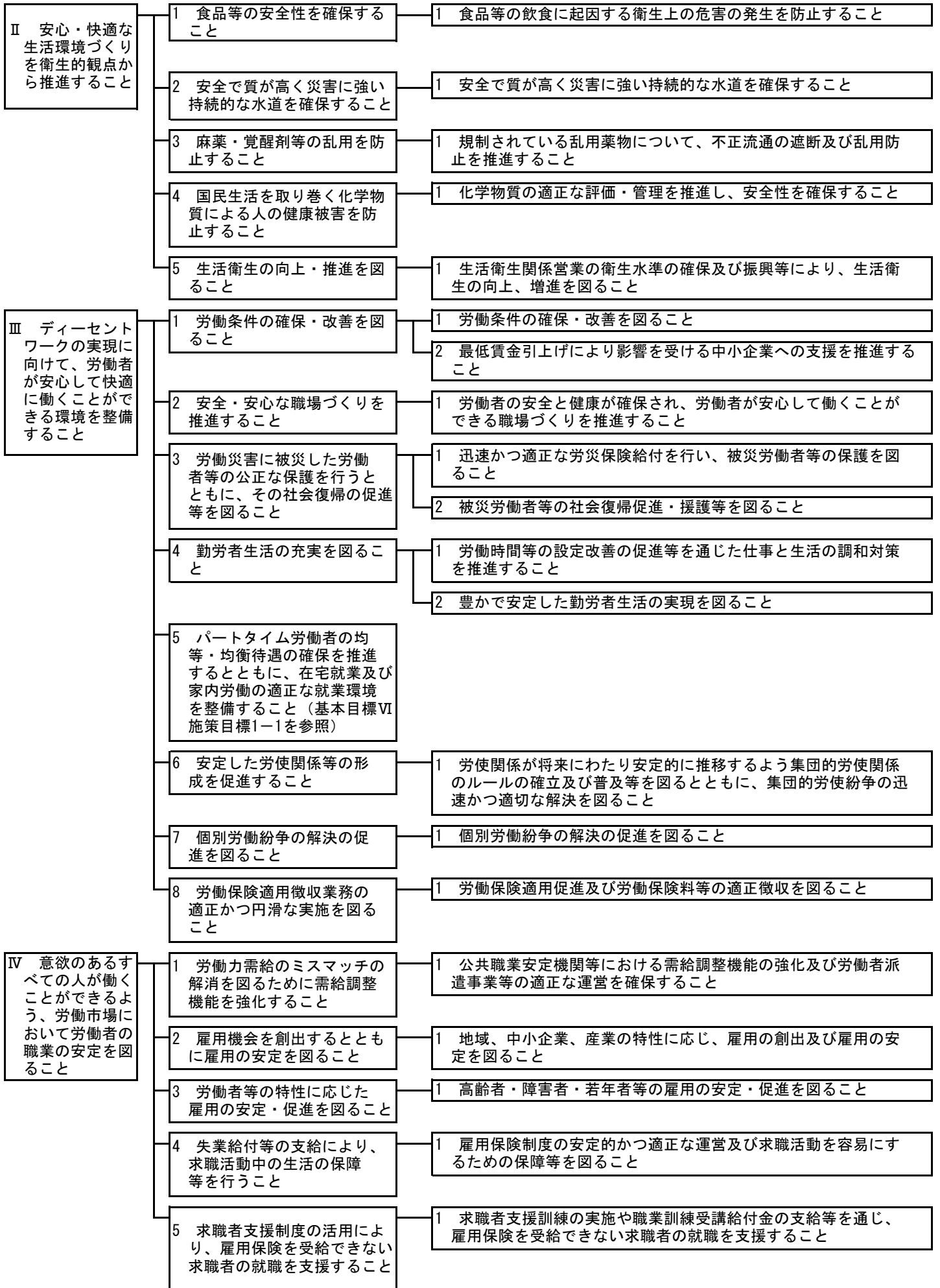
33	革新的がん医療実用化研究（116 課題）	
34	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究（19 課題）	
35	難治性疾患実用化研究（65 課題）	
36	免疫アレルギー疾患等実用化研究（12 課題）	
37	腎疾患実用化研究（1 課題）	
38	慢性の痛み解明研究（5 課題）	
39	長寿科学研究開発（7 課題）	
40	認知症研究開発（6 課題）	
41	障害者対策総合研究開発（17 課題）	
42	新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究（21 課題）	
43	エイズ対策実用化研究（1 課題）	
44	肝炎等克服実用化研究（11 課題）	
45	医薬品等規制調和・評価研究（18 課題）	
46	「統合医療」に係る医療の質向上・科学的根拠収集研究（6 課題）	

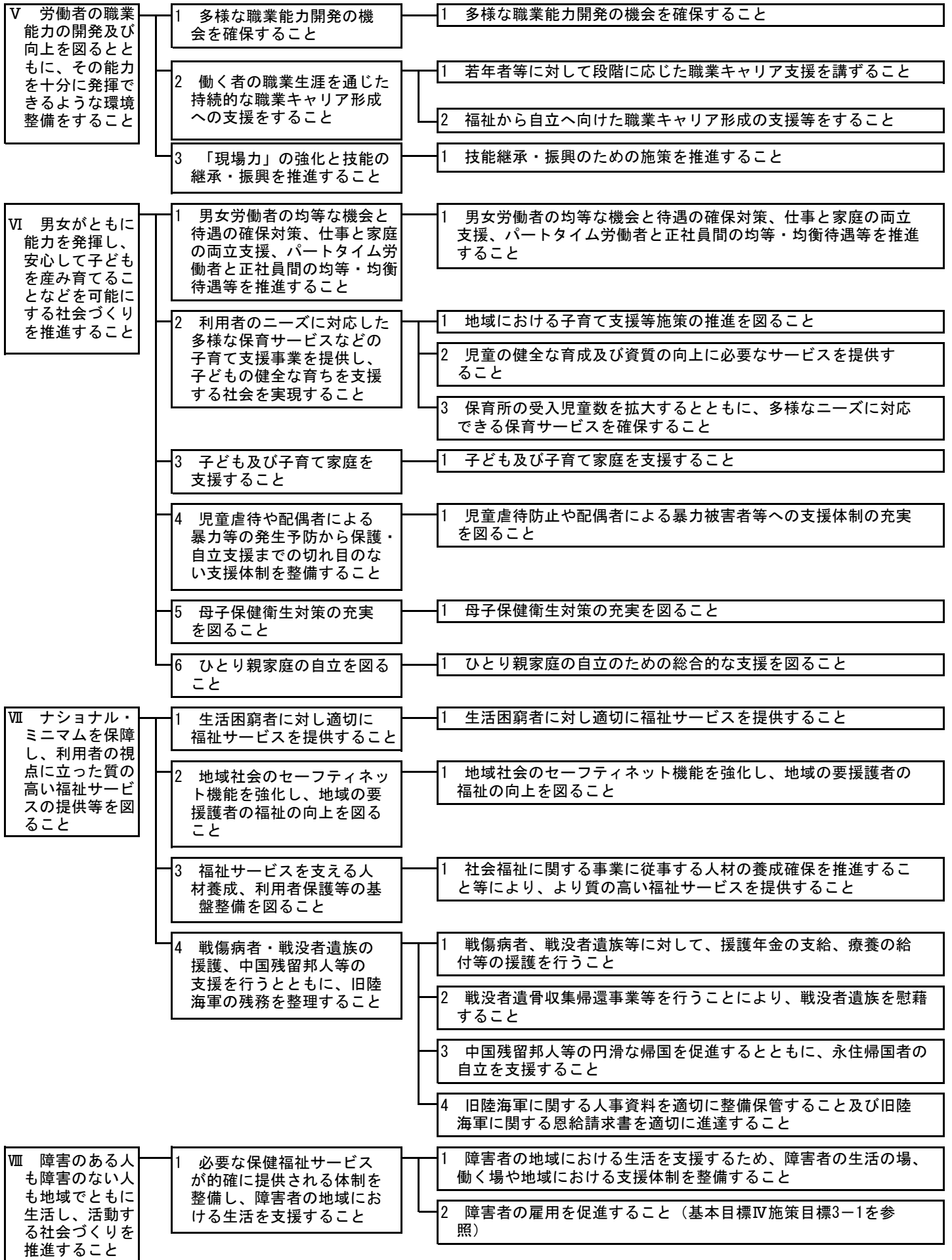
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表 15-4-(13) 参照

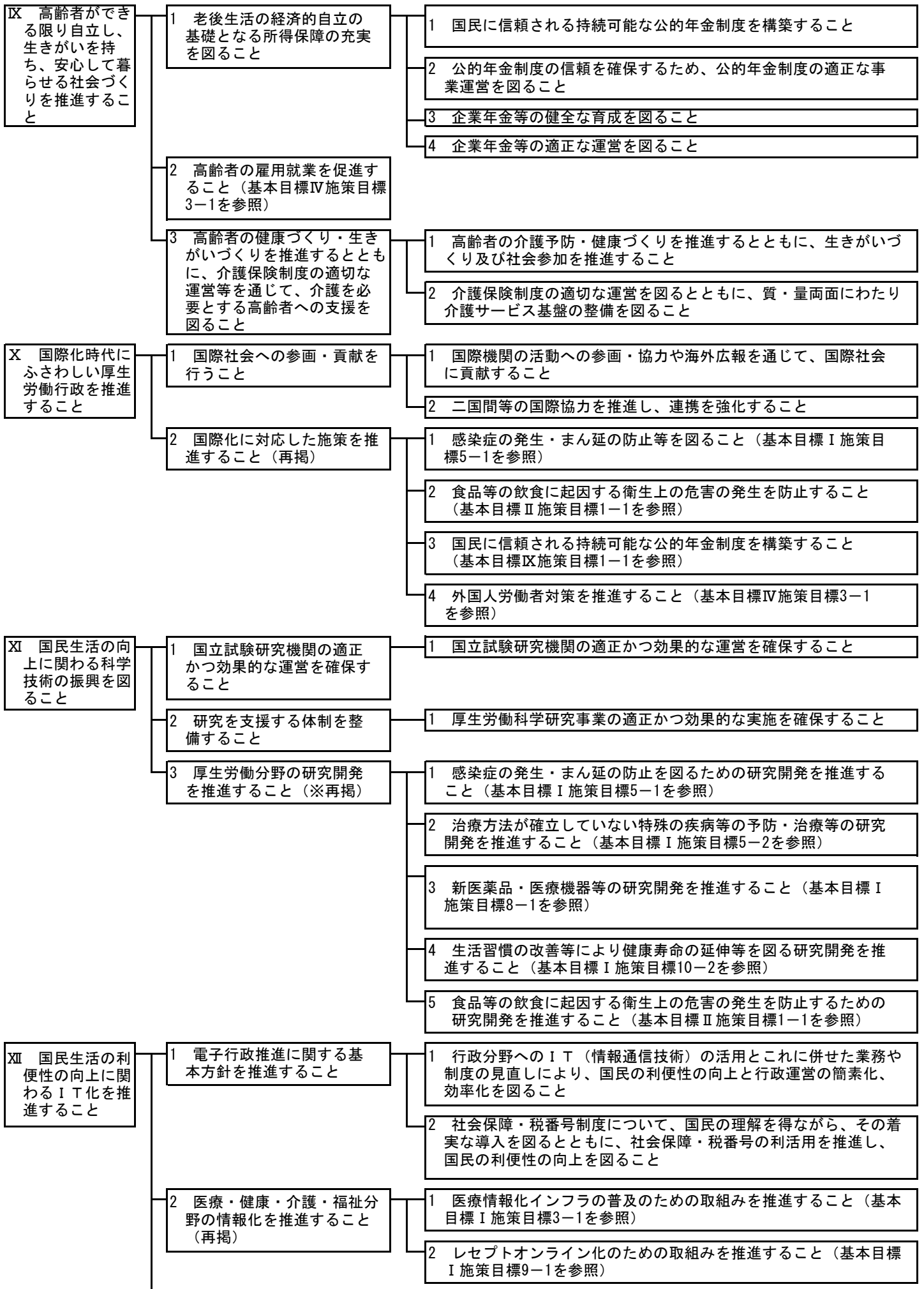
政策体系（厚生労働省）

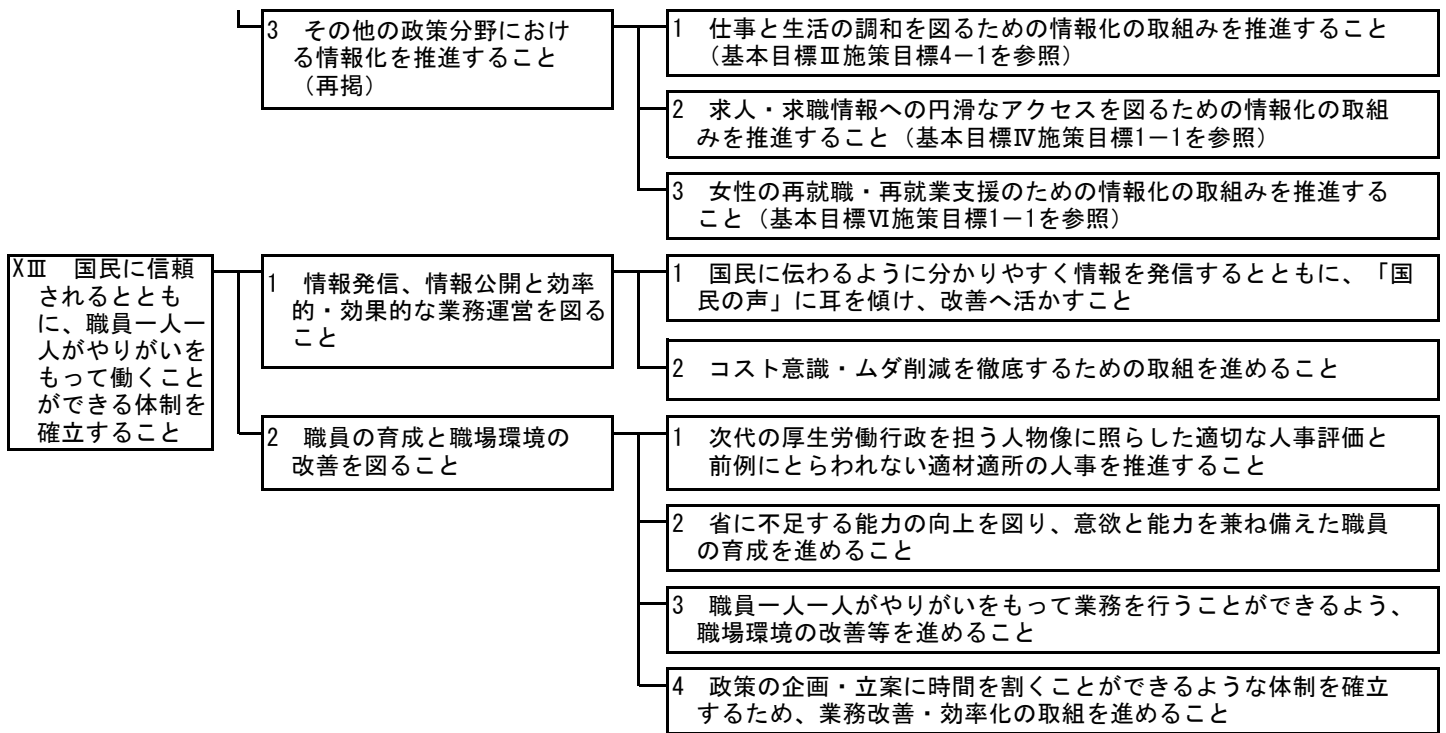
※この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策大目標	施策目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照） 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照） 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅷ施策目標3-1を参照）
	11 健康危機管理を推進すること	1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること









(注) 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokan/05.html>) 参照